

ベトナム現地情報（2021.07.26）

ジャパン証券 北山亨

第10回「ベトナムの保険」

今回はベトナムの保険について取り上げる。財務省の保険監督管理局によれば、ベトナムには73の保険会社¹がある。そのうち31社が損害保険会社などの非生命保険会社（うち1社が外資）、19社が生命保険会社、2社が再保険会社、21社が保険ブローカーとなっている。その中でも上場する保険会社は12社²あり、ホーチミン取引所に上場するバオベトホールディングス（BVH）は国内最大手だ。同社は傘下に国内初の生命保険会社（バオベトライフ）、そして国内初の損害保険会社（バオベト保険）を抱える。

銀行が力を入れる保険の窓口販売

コロナの環境下で保険の販路も変わってきた。ネット販売による収益が増加した保険会社は全体の約69.2%に上った。また銀行の窓口販売による収益が増加した保険会社も全体の約66.7%を占めた。一方で代理店からの収益が減少した保険会社は全体の約46.7%に該当した。

ここで注目すべきは、銀行での窓口販売（バンカシュアランス）の増加だ。このバンカシュアランスによる収益はコロナ前と比べ増加し、代理店の収益とほとんど変わらない。

実際に保険会社と銀行の業務提携がここ数年で進んでいる。19年末にFWDベトナム生命保険とアジアコマース銀行（ACB）が提携し、昨年末はマニユライフと国営銀行のヴィエティンバンク（CTG）が提携した。今年3月にはプルデンシャルと中堅のマリタイムバンク（MSB）が提携をさらに延長させた。

保険の窓口販売は銀行だけに留まらない。FWDベトナム生命保険は国内ECサイトであるTIKIと提携、マニユライフも同じくECサイトのShopeeと提携し、生命保険をインターネットで販売している。

¹ 2020 年末時点

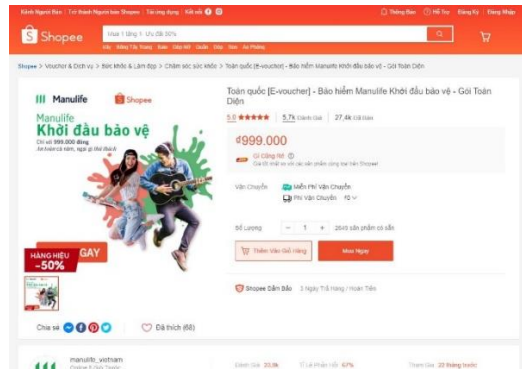
² 5社がホーチミン取引所、4社がハノイ取引所に上場し、3社がUPCOM市場に登録されている。

マリタイムバンクの店頭に掲げられたプルデンシャルの紹介ポスター



(出所) JSI 撮影

EC サイト Shopee で販売しているマニユライフの保険

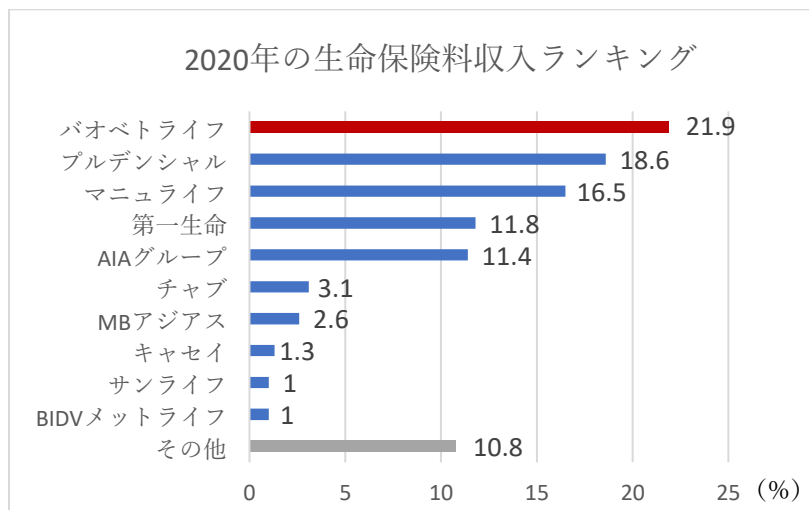


(出所) Shopee 公式ホームページ

外資の参入が目覚ましい保険業界

財務省のデータによれば、2020 年末で約 1000 万人が生命保険に加入している。生命保険の加入率が男女ともに 8 割を超える日本に比べ、加入率がまだ 1 割台のベトナムは成長の余地が大きいと思われる。

昨年度の生命保険料収入ランキングでは、国内勢のバオベトライフがトップを死守したが、2 位以下はプルデンシャル（英）、マニユライフ（カナダ）、第一生命（日本）、AIA グループ（香港）、チャブ（スイス）、MB アジアス（ベルギー）、キャセイライフ（台湾）、BIDV メットライフ（米）、サンライフ（カナダ）と海外勢がほとんどを占めた。



(出所) ベトナム財務省、保険監督管理局

ベトナムでは1999年に外資100%の会社、また外資との合弁会社の保険市場への参入が認められた。外資がベトナム市場に参入する一つの要因は、その人口構成だ。ベトナムでは人口のおよそ7割が35歳未満と、働き世代の比率が高い。そして1人当たりのGDPは過去10年で2倍を超える増加を遂げており、2030年までに中間層が人口の49%を占めると予想されている。

加入率3割のバイク保険

保険加入率の例として、ベトナムでお馴染みのバイクに触れてみる。ベトナムでは毎年発生する交通事故のおよそ7割がバイク事故だ。バイク所有者は法律で自賠責保険に加入する義務がある。しかし昨年5月に保険監督管理局が発表したデータによれば、ベトナムのバイク保険の加入率は3割程度³と低い。その理由の一つとして事故が発生しても直ぐに保険が下りないことが挙げられる。

今年3月にその課題であった補償手続きを簡略化する新しい法律が施行され、当局が問題解決に乗り出した。気になる保険料だが、1年間の保険料は50cc以下が55,000ドン（約275円）と日本のものに比べ、かなり低く設定されている。補償額もそれに比例して、対人⁴が最大1億5,000万ドン（約75万円）、物損が最大5,000万ドン（約25万円）といった金額に設定されている。

保険料収入から見る成長余地

2007年に17.8兆ドンだった保険料収入⁵は、2020年に182兆ドンを突破した。保険市場の成長は目覚ましく、2007年から2017年の10年間の保険料収入の年平均成長率は20.8%と、周辺諸国（フィリピン11.5%、タイ11.8%、マレーシア7.9%）と比べて抜きん出ている。

保険市場の拡大を受け、GDPに占める保険料収入の割合も1.22%であった2008年から2018年には2.4%と倍増した。しかし同時期の諸外国（マレーシア4.1%、中国4.4%、タイ6.1%）と比べるとなお低水準である。

³ 自動車は9割が加入

⁴ 法改正により、対人の賠償額が最大1億ドンから最大1億5000万ドンに引き上げられた。

⁵ ベトナム保険協会、世界銀行

ディスクレーマー

本資料は証券投資の参考となる情報の提供を目的としたものです。投資に関する最終決定は、お客様ご自身による判断でお決めください。本資料は企業取材等に基づき作成していますが、その正確性・完全性を全面的に保証するものではありません。結論は作成時点での執筆者による予測・判断の集約であり、その後の状況変化に応じて予告なく変更することがあります。執筆担当者またはジャパン証券と本レポートの対象企業との間には、重大な利益相反の関係はありません。このレポートの権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願いいたします。